

## 保護預り規定兼振替決済口座管理規定

(この規定の趣旨)

**第1条** この規定は、お客さまから当行が次に掲げる証券（以下「国債証券等」といいます。）をお預りし、又はお客さまが社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替決済制度において取り扱う国債（以下「振決国債」といいます。）に係る口座を当行に開設するに際し、当行とお客さまとの間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。

- ① 国債証券
  - ② 地方債証券
  - ③ 政府保証債券
- 2 当行は、前項にかかわらず、相当の理由があるときは国債証券等のお預り、又は振決国債に係る口座の開設および振替による受入れをお断りすることがあります。
- 3 この規定に従ってお預りした国債証券等を以下「保護預り証券」といい、保護預り証券と振決国債とをあわせて以下「振替債等」といいます。

(保護預り証券の保管方法及び保管場所)

**第2条** 当行は、保護預り証券について金融商品取引法第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。

- ① 保護預り証券は、当行所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り他のお客さまの同銘柄の証券と区別することなく混合して保管（以下「混合保管」といいます。）できるものとします。
- ② 前号による混合保管は大券をもって行なうことがあります。
- ③ 当行は、保護預り証券を当行名義をもって銀行、信託銀行、証券会社、その他の金融機関又は日本証券代行株式会社に再寄託することができます。

(混合保管に関する同意事項)

**第3条** 前条の規定により混合保管する国債証券等については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。

- ① 保護預り証券の数又は額に応じて、同銘柄の国債証券等に対して、共有権又は準共有権を取得すること
- ② 新たに国債証券等をお預りするとき又は保護預り証券を返還するときは、当該証券のお預り又はご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客さまと協議を要しないこと

(振替決済口座)

**第4条** 振決国債に係るお客さまの口座（以下「振替決済口座」といいます。）は、振替法に基づく口座管理機関として、当行が備え置く振替口座簿において開設します。

- 2 振替決済口座には、日本銀行が定めるところにより、種別ごとに内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振決国債の記載又は記録をする内訳区分と、それ以外の振決国債の記載又は記録をする内訳区分とを別に設けて開設します。
- 3 当行は、お客さまが振決国債についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

(保護預り口座又は振替決済口座の開設)

**第5条** 国債証券等については当行に対して保護預り口座を開設した場合に限り保護預りを、振替国債については振替決済口座を開設した場合に限りその管理を受け付けることとし、当該口座開設に当たっては当行所定の申込書をご提出ください。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

- 2 当行は、お客さまから申込書による口座開設の申込みを受け、これを承諾したときは遅滞なく口座を開設し、お客さまにその旨を連絡いたします。
- 3 申込書に押印された印影及び記載された住所、氏名、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。）等をもって、届出の印鑑、住所、氏名、共通番号等とします。
- 4 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令並びに日本銀行の国債振替決済業務規程その他の関連諸規則に従って取り扱います。

(共通番号の届出)

**第5条の2** お客さまは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客さまの共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

(契約期間等)

**第6条** この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する9月末日までとします。

- 2 この契約は、お客さま又は当行から申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

(手数料)

**第7条** この規定に基づく口座の管理に伴う手数料（以下「手数料」といいます。）は、当行所定の料率と計算方法により1年分を前払いするものとし、毎年10月の当行所定の日に、あらかじめお客さまが指定した預金口座（以下「指定口座」といいます。）から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書又は小切手によらず払戻しのうえ充当するものとします。

なお、当初契約期間の手数料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算によりお支払ください。

- 2 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。

3 契約期間中に口座の解約があった場合又は償還や振替により振替債等の残高がなくなった場合は、解約日又は残高がなくなった日の属する月の翌月から期間満了日までの手数料を月割計算により返戻します。

- 4 当行は、指定口座に手数料に相当する金額がない場合は、第15条により当行が受け取る振替債等の償還金、利子又は買取り代金等（以下「償還金等」といいます。）から手数料に充当することができるものとします。

(預入れ及び返還)

**第8条** 保護預りの国債証券等を預け入れるときは、お客さま又はお客さまがあらかじめ届け出た代理人（以下「お客さま等」といいます。）が以下のいずれかを行ってください。

- ① 当行所定の申込書に届出の印章により記名押印してご提出ください
- ② 当行所定の申込書をご提出いただくとともに、指定預金口座のちばぎんキャッシュカード（以下「カード」といいます。）を提出して当行所定の電子装置に届出の暗証を入力してください
- 2 保護預り証券の全部又は一部の返還をご請求になるときは、その5営業日前までに当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、返還の際に前項に準じた手続により、保護預り証券をお引き取りください。
- 3 利子支払期日の3営業日前から同支払期日の前営業日までの間は、国債証券等の預入れ及び保護預り証券の返還をすることはできません。
- 4 保護預り証券は、お客さま等がお引き取りになるまでは、この規定により当行がお預りしているものとします。

(振替の申請)

**第9条** お客さまは、振替決済口座に記載又は記録されている振決国債について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。

- ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
- ② 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他日本銀行が定めるもの
- 2 前項に基づき、お客さまが振替の申請を行うに当っては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当行に提示いただかなければなりません。
  - ① 減額及び増額の記載又は記録がされるべき振決国債の銘柄及び金額
  - ② お客さまの振替決済口座において減額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
  - ③ 振替先口座
  - ④ 振替先口座において、増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
- 3 前項第1号の金額は、その振決国債の最低額面金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。
- 4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客さまの振替決済口座」として提示してください。
- 5 振決国債の全部又は一部を振替えるときは、その3営業日前までに当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、以下のいずれかを行ってください。
  - ① お客さま等が当行所定の依頼書に届出の印章により記名押印してご提出ください
  - ② お客さま等が当行所定の依頼書をご提出いただくとともに、指定預金口座のカードを提出して当行所定の電子装置に届出の暗証を入力してください
- 6 当行に振決国債の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに振決国債の振替の申請があつたものとして取り扱います。

(他の口座管理機関への振替)

**第10条** 当行は、お客さまからのお申し出があった場合には、他の口座管理機関への振替を行うことができます。また、当行で振決国債を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当行及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われないことがあります。

2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の依頼書によりお申し込みください。

(質権の設定)

**第11条** お客様の振決国債について、質権を設定される場合は、当行が認めた場合の質権の設定についてのみ行うものとし、この場合、日本銀行が定めるところに従い、当行所定の手続きによる振替処理により行います。

(分離適格振決国債に係る元利分離申請)

**第12条** 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録されている分離適格振決国債について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、元利分離の申請をすることができます。

- ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により元利分離又はその申請を禁止されたもの
  - ② 当該分離適格振決国債の償還期日又は利子支払期日の3営業日前から前営業日までにおいて、あらかじめ日本銀行の定める期間中に元利分離を行うもの
- 2 前項に基づき、お客様が元利分離の申請を行うに当っては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当行に提示いただかなければなりません。
- ① 減額の記載又は記録がされるべき分離適格振決国債の銘柄及び金額
  - ② お客様の振替決済口座において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別
- 3 前項第1号の金額は、その分離適格振決国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振決国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

(分離元本振決国債等の元利統合申請)

**第13条** 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録されている分離元本振決国債及び分離利息振決国債について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、元利統合の申請をすることができます。

- ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により元利統合又はその申請を禁止されたもの
  - ② 当該分離元本振決国債と名称及び記号が同じ分離適格振決国債の償還期日又は利子支払期日の3営業日前から前営業日までにおいて、あらかじめ日本銀行の定める期間中に元利統合を行うもの
- 2 前項に基づき、お客様が元利統合の申請を行うに当っては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当行に提示いただかなければなりません。
- ① 増額の記載又は記録がされるべき分離適格振決国債の銘柄及び金額
  - ② お客様の振替決済口座において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別
- 3 前項第1号の金額は、その分離適格振決国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振決国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

(保護預り証券の返還または振決国債の抹消の申請に準ずる取扱い)

**第14条** 当行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条第2項の手続きをまたずに保護預り証券の返還の請求が、又は振替法に基づく振決国債の抹消の申請があったものとして、当行がお客様に代わって手続きさせていただきます。

- ① 当行に保護預り証券の買取りを請求される場合
- ② 当行が第15条により振替債等の償還金（分離利息振決国債の場合は、利子の支払い）を受け取る場合

(償還金等の受入れ等)

**第15条** 振替債等の元金又は利子の支払いがあるときは、当行がお客さまに代わってこれを受領し、指定口座に入金します。

2 振替決済口座に記載又は記録されている振決国債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の元金及び利子の支払いがあるときは、日本銀行が代理して国庫から受領したうえ、当行がお客さまに代わって日本銀行からこれを受領し、指定口座に入金します。

(連絡事項)

**第16条** 当行は、振替債等について、次の事項をご通知します。

- ① 最終償還期限
- ② 残高照合のための報告

2 前項の残高照合のための報告は、振替債等の残高に異動があった場合に、当行所定の時期に年1回以上ご通知します。

なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行ないます。

3 当行が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

4 当行は、第2項の規定にかかわらず、お客さまが特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客さまからの第2項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

(届出事項の変更)

**第17条** 印章を失ったとき、又は印章、名称、代表者、代理人、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。

2 前項により届出があった場合、当行は所定の手続きを完了した後でなければ国債証券等の受入れ、保護預り証券の返還、振決国債の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

第1項による変更後は、変更後の印影、名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、名称、住所、共通番号等とします。

(当行の連帯保証義務)

**第18条** 日本銀行が、振替法等に基づき、お客さま（振替法第11条第2項に定める加入者に限りません。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。

- ① 振決国債（分離適格振決国債、分離元本振決国債又は分離利息振決国債を除きます。）の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、社振法に定める消却義務を履行しなかったことにより生じた振決国債の超過分（振決国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の元金及び利子の支払をする義務
- ② 分離適格振決国債、分離元本振決国債又は分離利息振決国債の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める消却義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振決国債及び当該国債と名称及び記号を同じくする分離適格振決国債の超過分の元金の償還をする義務又は当該超過分の分離利息振決国債及び当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振決国債の超過分（振決国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の利子の支払いをする義務
- ③ その他、日本銀行において、振替法に定める消却義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

(解約等)

**第19条** この契約は、お客さまのお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、その5営業日前までに当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際にお客さまが以下のいずれかを行い、保護預り証券をお引き取り又は振決国債を他の口座管理機関へお振替えください。第6条によるお客さまからのお申し出により契約が更新されないときも同様とします。

- ① 当行所定の解約届に届出の印章により記名押印してご提出ください
- ② 当行所定の解約届をご提出いただくとともに、指定預金口座のカードを提出して当行所定の電子装置に届出の暗証を入力してください
- 2 前項にかかわらず、振替債等の利子支払期日の2営業日前から同支払期日の前営業日までの間は、この契約の解約をすることはできません。
- 3 保護預り証券は、お客さまがお引き取りになるまでは、この規定により当行がお預りします。
- 4 次の各号のいずれかに該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、保護預り証券をお引き取り又は振決国債を他の口座管理機関へお振替えください。なお、第10条において定める振替を行えない場合は、当該振決国債を解約し、現金によりお返しすることができます。第6条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。
  - ① お客さまが手数料を支払わないとき
  - ② お客さまについて相続の開始があったとき
  - ③ お客さま等がこの規定に違反したとき
  - ④ お客さまの振替決済口座に一定期間残高がない場合
  - ⑤ お客さまが口座開設申込時にした確約に関する虚偽の申告をしたことが認められ、当行が解約を申

し出たとき

- ⑥ お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当行が解約を申し出たとき
  - ⑦ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当行が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
- 5 前項による振替債等の引取り又は振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として解約日又は契約期間の満了日の属する月の翌月から引取りの日の属する月までの手数料相当額を月割計算によりお支払いください。この場合、第7条第3項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。
- 6 当行は、前項の不足額を引取りの日に第7条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第7条第4項に準じて償還金等から充当することができるものとします。

(緊急措置)

**第20条** 法令の定めるところにより振替債等の引渡しを求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

(公示催告等の調査)

**第21条** 当行は、保護預り証券について、公示催告・除権決定の公告等についての調査義務は負いません。

(保護預りに関する権利の譲渡、質入れの禁止)

**第22条** この契約によるお客様の保護預りに関する権利は、譲渡又は質入れすることはできません。

(免責事項)

**第23条** 当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ① 第17条第1項による届出の前に生じた損害
- ② 申込書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて国債証券等の受入れ又は保護預り証券の返還、振決国債の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③ 申込書、諸届その他の書類提出時に、当行所定の電子装置で読み取ったカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認し、相違ないものと認めて取扱ったうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故やカードにつき不正使用その他の事故があった場合に生じた損害
- ④ 申込書に使用された印影が届出の印鑑と相違するため、国債証券等を受入れ又は保護預り証券を返還又は振決国債の振替又は抹消をしなかった場合に生じた損害
- ⑤ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当行の責めによらない事由により保管施設又は記録設備の故障等が発生したため、国債証券等の受入れ又は保護預り証券の返還、振決国債の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- ⑥ 前号の事由により、保護預り証券が紛失、滅失、毀損等した場合、振決国債の記録が滅失等した場合、又は第15条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害

⑦ 第20条の事由により、当行が臨機の処置をした場合に生じた損害

(規定の変更)

**第24条** 当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することができます。

2 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

以上